

2. さいたま市交通バリアフリー推進基本構想（岩槻区）

2.1 推進基本構想について

平成 12 年施行の「交通バリアフリー法」及び、同年施行のバリアフリー化を計画的に推進するための「移動円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、さいたま市においては、13 年度に市内各駅の利用状況やバリアフリー化の現状などを把握するための基礎調査を行い、15 年度には計画的なバリアフリー化の目標や事業推進の基本的な考え方を示した「全体構想」(案)を策定、これに基づき 16 年度に「さいたま市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

策定時は、市内に鉄道駅が 28 駅あり、また、対象となる駅（1 日当たりの平均的な利用者の人数が 5 千人以上など）が多く、法の目標年次である平成 22 年までの短期間でのバリアフリー化が難しいことから、基礎調査等に基づき整備優先度が高いと認められる 3 地区（大宮、北浦和、浦和）を、法に基づく重点整備地区と決めました。また、その他の 25 地区については重点整備地区に準じ、さいたま市独自に推進地区として決めました。

(1) 重点整備地区（3 駅） - 法に基づく地区

大宮、北浦和、浦和

(2) 推進地区（25 駅） さいたま市独自に定めた地区

さいたま新都心、与野、北与野、与野本町、南与野、中浦和、指扇、日進、宮原、東大宮、土呂、西浦和、武蔵浦和、南浦和、東浦和、北大宮、大宮公園、大和田、七里、大成、加茂宮、東宮原、今羽¹、吉野原¹、浦和美園¹



ただし、今羽、吉野原、浦和美園の 3 地区については、鉄道駅からの徒歩圏内に主要な施設が立地していないため、推進地区の区域、バリアフリー化経路は設定していません。

図 2-1 重点整備地区・推進地区の位置図

2.2 岩槻地区の推進基本構想

平成17年4月の旧岩槻市との合併に伴い、岩槻、東岩槻地区内にある対象駅の乗降客数や周辺の公共施設の配置状況などを勘案しながら、重点整備地区に準じた推進地区と位置づけて検討を行いました。

推進地区の基本構想(推進基本構想)には、地域のバリアフリー化の実現に向け、事業実施に際しての推進地区の区域、バリアフリー化経路、バリアフリー化整備の基本的な考え方を示しました。

この推進基本構想は、さいたま市交通バリアフリー基本構想の考え方に基づくものですが、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー新法)が施行されたことから、新法で追加となった対象施設(都市公園や路外駐車場)や特定経路の緩和の考え方を取り入れた検討を行いました。

対象エリアについては、従前の推進基本構想同様の駅周辺地区に加え、新法を踏まえ、駅周辺地区以外の区域についても、他の推進地区に先駆けモデル的に位置づけ検討を行いました。

【バリアフリー新法における地区設定の考え方】

バリアフリー新法では、鉄道駅を中心としない地区の地区設定の要件として、地区全体の面積が概ね400ha(2km四方)で3以上の生活関連施設⁴(高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。新法で新たに用語設定された。)が所在し、施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれることが必要とされています。

(1) 推進地区の区域の検討方針

【鉄道駅を中心とする推進地区の区域の考え方】

鉄道駅を中心とする推進地区の区域は、駅から通常徒歩で移動する範囲(約500m~1km以内)に立地する主要な施設としています。

また、主要な施設³とは、相当数の高齢者、障害者を含む多くの市民が利用するとともに、その施設へ至る主な交通手段が鉄道駅からの徒歩(車椅子利用も含みま)す)であり、また、ある程度広域からの利用が想定される、公共施設、福祉施設、医療施設、商業施設としています。

なお、区域設定の要件は次のとおりです。

各鉄道駅を中心に1駅1区域とし、鉄道駅の徒歩圏が重なる場合でも、区域は重複しないように設定しました。

鉄道駅周辺の商業地域、近隣商業地域の範囲を考慮しました。

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの区域を考慮しました。

区域境は、道路、鉄道、河川等により設定しました。

区域の設定 岩槻地区 東岩槻地区

【鉄道駅を中心とする地区以外の推進地区の区域の考え方】

鉄道駅を中心とする地区以外の推進地区の区域は、新法の考え方を踏まえ、次の点を考慮し設定しました。

多数の高齢者、障害者等が利用し、又は利用が見込まれる主要な施設が複数存在する地区を中心に、他の鉄道駅を中心とする地区等と区域が重複しないように1地区設定しました。

概ね400ha(2km四方)で3以上の主要な施設³(新法でいう生活関連施設⁴に該当するものとします)を含む区域を考慮しました。

区域境は、道路、鉄道、河川等により設定しました。

区域の設定 岩槻城址公園・岩槻文化公園地区

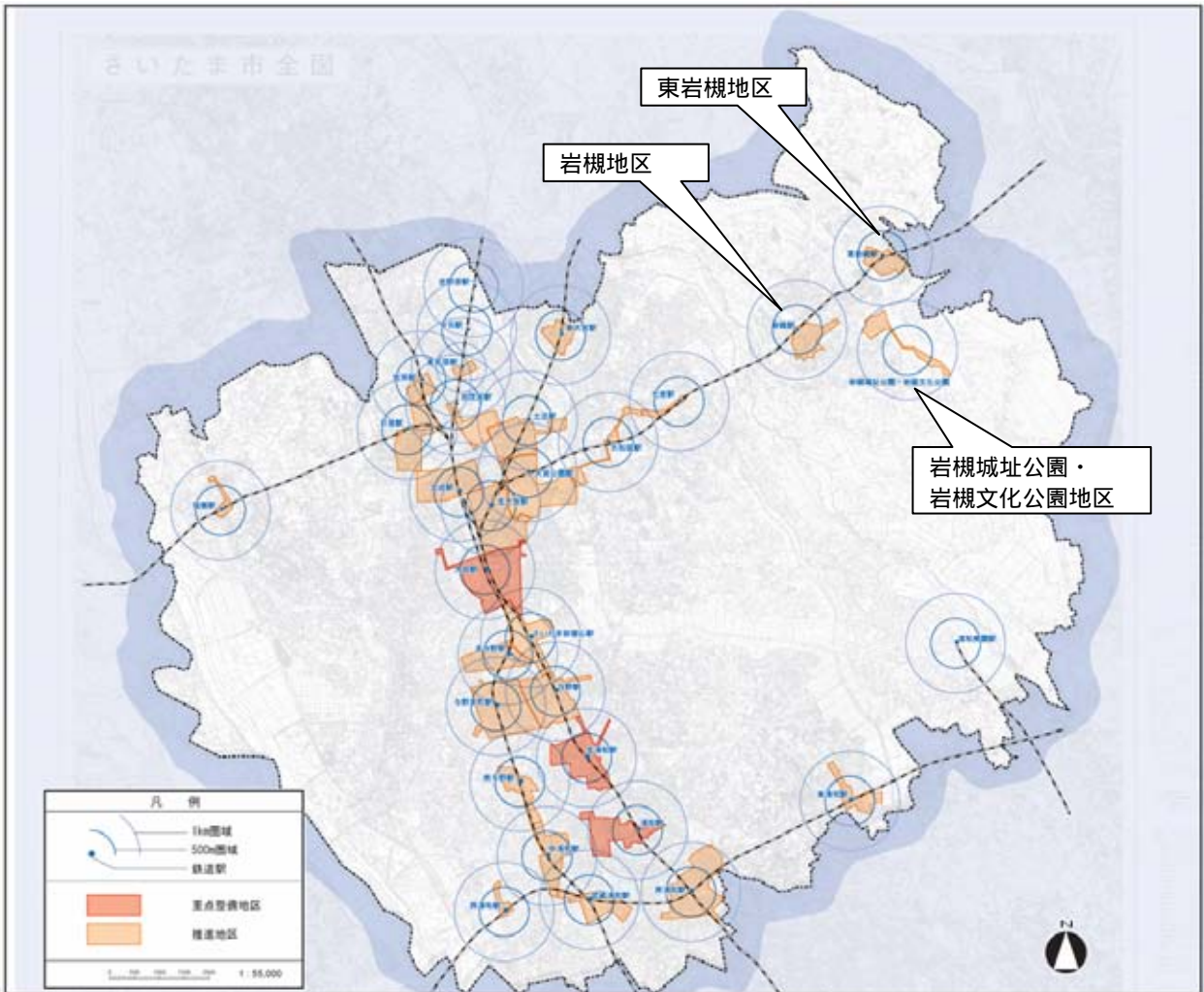


図 2-2 重点整備地区・推進地区の位置図
(岩槻地区、東岩槻地区、岩槻城址公園・岩槻文化公園地区を含む)

主要な施設³については、さいたま市交通バリアフリー基本構想（平成16年度）策定の際の考え方に準じて設定しています。

【主要な施設³の設定の考え方】

種別	「主要な施設」とした施設	左記以外の施設
公共施設	区役所、税務署、保健センター等	支所、市民の窓口 等
文化施設	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室等	公民館
福祉施設	福祉センター、老人福祉センター、社会福祉協議会、高齢者・障害者施設（右記以外）、シルバー人材センター	老人憩いの家、児童センター、地域子育て支援センター、送迎サービスのある高齢者・障害者施設、老人ホーム等入所施設、在宅介護支援センター
医療施設	病院（病床数20床以上）	-
商業施設	店舗面積10,000㎡以上の大規模小売店舗	店舗面積10,000㎡未満の大規模小売店舗
公園	総合公園、運動公園、広域公園等	地区公園、近隣公園 等

（出典：さいたま市交通バリアフリー基本構想 H17年3月）

各地区で設定した主要な施設を次頁に示します。

3、 4 用語の確認

主要な施設・・・

さいたま市交通バリアフリー基本構想（平成16年度策定）において、主要な施設とは、高齢者、障害者を含む多くの市民が利用すると見込まれる公共施設や医療施設、福祉施設、商業施設で、このうち施設へ至る手段が主に鉄道駅からの徒歩による施設を対象としています。

生活関連施設・・・

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。バリアフリー新法で新たに用語設定されています。

この「生活関連施設」は、上述の「主要な施設」と同等のものと捉え、今回作成する推進基本構想では、「主要な施設」に用語統一することとしています。

【岩槻地区の主要な施設】

種別	主要な施設（施設名）	（参考）「主要な施設」の設定の考え方
公共施設	岩槻区役所	区役所、税務署、保健センター等
文化施設	岩槻図書館 岩槻駅東口図書館（WATSU 西館） 岩槻駅東口コミュニティセンター（WATSU 西館） コミュニティセンターいわつき	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室 等
医療施設	丸山記念総合病院	病院（病床数 20 床以上）
商業施設	岩槻サティ	店舗面積 10,000 m ² 以上の大規模小売店舗

上記に旅客施設である岩槻駅が加わる

【東岩槻地区の主要な施設】

種別	主要な施設（施設名）	（参考）「主要な施設」の設定の考え方
文化施設	ふれあいプラザいわつき 岩槻東部図書館	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室 等
医療施設	岩槻中央病院	病院（病床数 20 床以上）

上記に旅客施設である東岩槻駅が加わる

【岩槻城址公園・岩槻文化公園地区の主要な施設】

種別	主要な施設（施設名）	（参考）「主要な施設」の設定の考え方
文化施設	市民会館いわつき 岩槻文化公園体育館（岩槻文化公園）	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室 等
公園	岩槻城址公園 岩槻文化公園	総合公園、運動公園、広域公園 等

(2) バリアフリー化経路の検討方針

バリアフリー化経路は、主要な施設と鉄道駅の間で、高齢者、障害者等の円滑な移動のために確保されるべき歩行経路で、次の点に考慮し設定しました。

原則として最短経路で1経路確保します。

歩道が設置されているなど、できる限り歩きやすい道路を経路に選びます。同一方向の経路は集約し1つの経路で多くの施設を結ぶように設定します。主要な施設が複数の鉄道駅の徒歩圏内にある場合は、最も近い鉄道駅と結びます。なお、複数の鉄道駅から同程度の距離にある場合は、複数の鉄道駅と結びます。

鉄道駅を中心とする地区以外の推進地区において、主要な施設が複数の推進地区の徒歩圏内にある場合は、多数の高齢者、障害者等が利用し、又は利用が見込まれる推進地区と結びます。

2. 岩槻地区における推進地区の区域及びバリアフリー化経路

各地区における推進地区の区域及びバリアフリー化経路は、次ページ以降に示すとおり設定しました。

【推進地区（岩槻、東岩槻地区内に3地区設定）】

岩槻地区、東岩槻地区、岩槻城址公園・岩槻文化公園地区²

- 2 岩槻城址公園・岩槻文化公園地区は、新法に準じ、鉄道駅を中心とする地区以外の推進地区として設定しています。

【岩槻地区のバリアフリー化経路】

No	経路名	経路の位置づけ、現況
1	東口駅前広場～駅前通り ～丸山記念総合病院	東口駅前広場は岩槻駅から歩行・自転車・バス・タクシー・自家用車等により、駅東側の各施設を結ぶ交通結節点であり、多くの交通が集中します。駅前通りは、駅東口から各施設へ向かう中心となる経路であり、歩道幅員 2.0m以上確保されています。丸山記念総合病院付近の経路は、歩車分離されていません。
2	コミュニティセンターいわつき前通り	駅前通り（経路 1）を經由して、コミュニティセンターいわつきを結ぶ経路です。一部を除き歩車分離されておらず、交通量も多いため歩行しにくくなっています。
3	国道 122 号および主要地方道さいたま春日部線	駅前通り（経路 1）を經由して、岩槻区役所を結ぶ経路です。歩道幅員は 2.0m以上確保されています。
4	岩槻図書館前通り	駅前通り（経路 1）、国道 122 号（経路 3）を經由して、岩槻図書館を結ぶ経路です。商店街を一部經由する経路であり、歩車分離されていません。

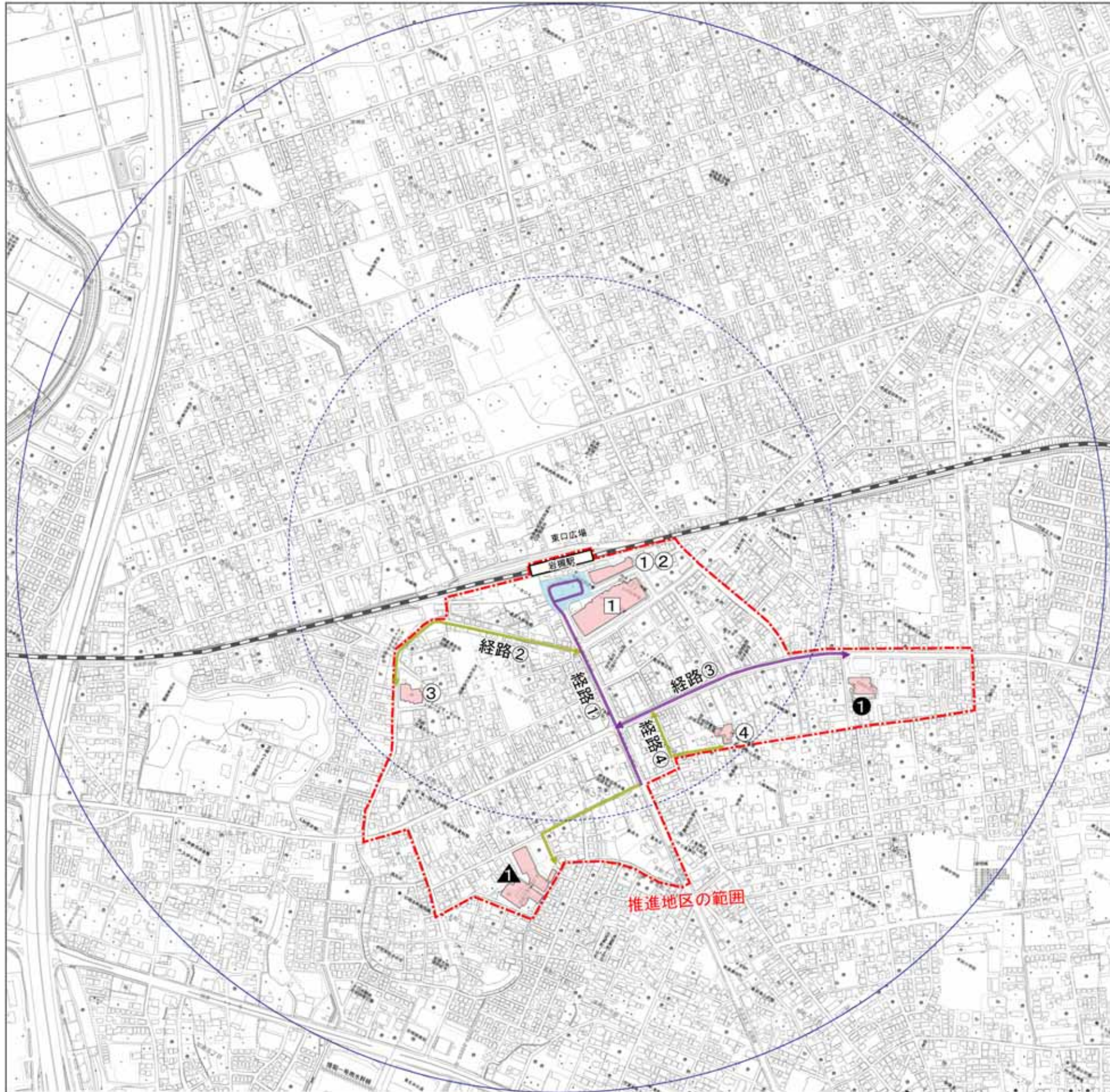
【東岩槻地区のバリアフリー化経路】

No	経路名	経路の位置づけ、現況
1	北口駅前広場～駅前通り ～岩槻中央病院	東岩槻駅から北口駅前広場を通り、岩槻中央病院を結ぶ経路です。駅前通りは、両側に 2.0m以上の歩道が整備されています。
2	南口駅前広場～駅前通り ～ふれあいプラザいわつき	東岩槻駅から南口駅前広場を通り、ふれあいプラザいわつきを結ぶ経路です。南口駅前広場は平成 18 年 11 月の駅南口の開設にともない整備された新しい広場です。駅前通りおよびふれあいプラザまでを結ぶ道路は、両側に 2.0m以上の歩道が整備されています。

【岩槻城址公園・岩槻文化公園地区のバリアフリー化経路】

No	経路名	経路の位置づけ、現況
1	岩槻城址公園内園路および市道	岩槻城址公園内園路および市民会館いわつき前の市道を含む経路です。公園内園路の歩道幅員は 2.0m以上確保されています。市道は一部急勾配で歩道が狭くなっている箇所があります。
2	岩槻城址公園および岩槻文化公園を結ぶ市道	岩槻城址公園および岩槻文化公園を結ぶ経路です。歩車分離されています。岩槻城址公園から国道 16 号までは歩道幅員は約 2.0m確保されていますが、国道 16 号から岩槻文化公園までは歩車分離はされていますが、幅員が狭く歩行しにくい状況です。
3	岩槻文化公園内園路	岩槻文化公園内園路により構成される経路です。歩道幅員は 2.0m以上確保されています。

岩槻地区



公共施設

- ① 岩槻区役所

文化施設

- ① 岩槻駅東口図書館(WATSU西館)
- ② 岩槻駅東口コミュニティセンター(WATSU西館)
- ③ コミュニティセンターいわつき
- ④ 岩槻図書館

医療施設

- ▲ 丸山記念総合病院

商業施設

- ① 岩槻サティ

旅客施設

- 岩槻駅

バリアフリー化 経路

- ← 現況歩道有効幅員2m以上
- ← 現況歩道有効幅員2m未満

駅前広場



東岩槻地区

文化施設

- ① ふれあいプラザいわつき
- ② 岩槻東部図書館

医療施設

- ▲ 岩槻中央病院

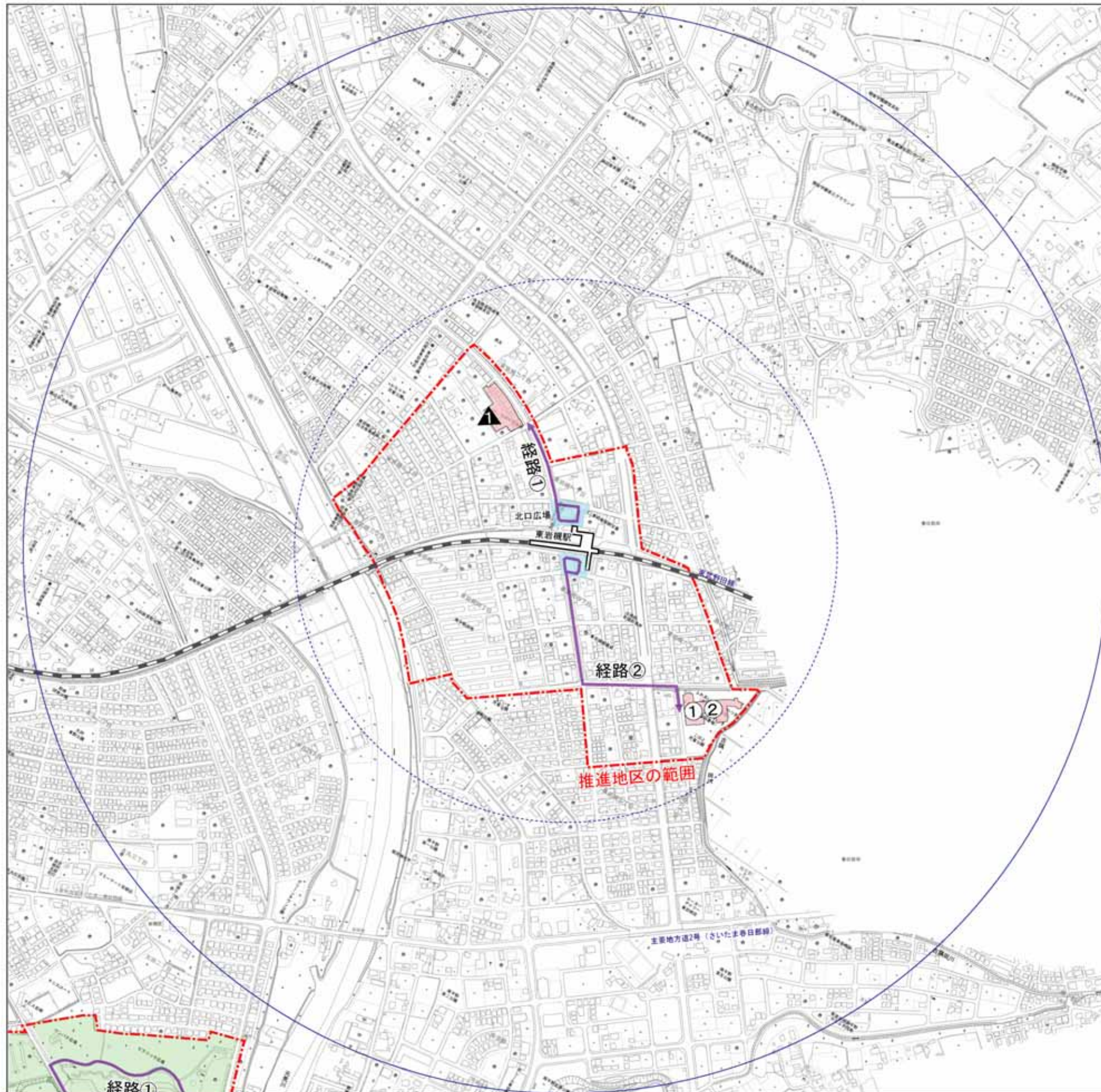
旅客施設

- 東岩槻駅

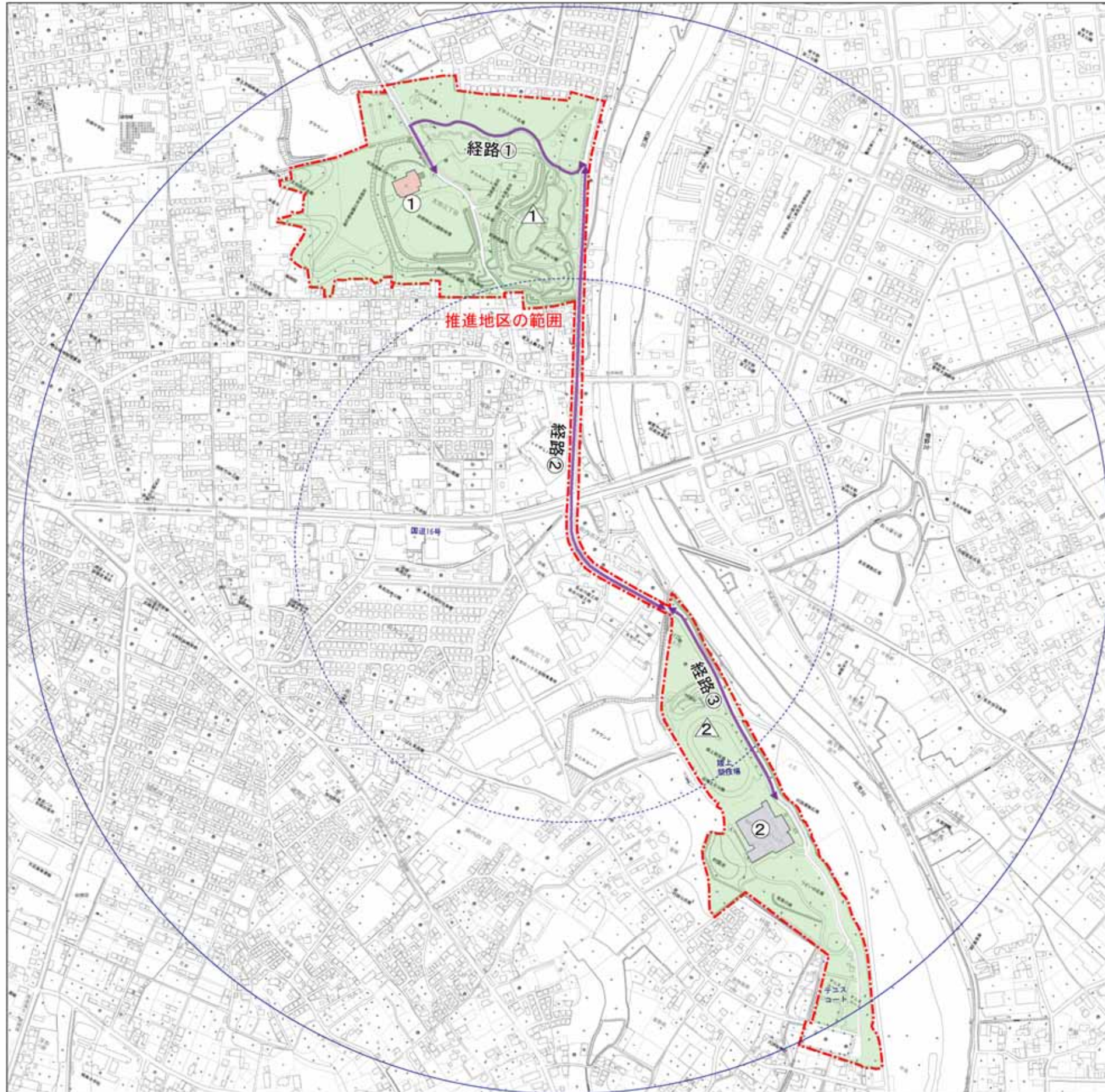
バリアフリー化 経路

- ← 現況歩道有効幅員2m以上
- 現況歩道有効幅員2m未満

駅前広場



岩槻城址公園・岩槻文化公園地区



文化施設

- ① 市民会館いわつき
- ② 岩槻文化公園体育館

公園

- ① 岩槻城址公園
- ② 岩槻文化公園

バリアフリー化 経路

- ← 現況歩道有効幅員2m以上
- 現況歩道有効幅員2m未満
- 駅前広場



2.3 推進地区におけるバリアフリー化整備の基本的な考え方

(さいたま市交通バリアフリー基本構想から再掲)

(1) 鉄道駅

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通じる経路については、高齢者、障害者をはじめすべての人が、可能な限り単独で移動できるようバリアフリー化された経路（移動円滑化された経路）を1ルート以上確保します。
- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とします。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮します。
- ・ サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、だれにでもわかりやすく見やすいものにするとともに、連続性、統一性に配慮し整備します。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字及び音声により情報を提供します。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロック（原則は黄色とする）を設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保します。
- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者をはじめすべての人が利用しやすいものとします。

(2) バリアフリー化経路

- ・ 歩道は、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員を連続的に確保します。
- ・ 歩道の構造は、適切な勾配・段差など、高齢者、障害者をはじめすべての人が安全で快適に移動できるものとします。
- ・ 歩道の舗装面は、安全で快適に歩行できるよう、平坦で滑りにくく、水はけのよい構造とします。
- ・ バス停留所のある歩道は、利用者の乗り降りや車いす用のスロープの使用に配慮した高さとなります。
- ・ 歩道のない道路では、歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなど視覚的な区分等を行い、安全な歩行者の通行を確保します。
- ・ 歩行の障害となる排水溝のグレーチングや溝蓋は網目や穴の小さいものを採用します。
- ・ 案内標示は、誰にでも分かりやすく見やすいものになるよう、連続性、統一性に配慮して整備します。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、利用者の動線、舗装材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保します。
- ・ 道路横断の安全を確保するため、高齢者等感应信号機や音響式信号機などバリアフリーに対応した信号機の整備を推進します。